主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告理由について。

原判決は、所論甲第一号証については、被上告人においてその作成名義の部分に つき署名捺印ともその成立を否認するにかかわらず、これが成立を認めるべき証拠 がないとしていることは原判文上明らかであつて、所論は原判決が「仮りに甲第一 号証が真正に成立したものとすれば」と前提して判示した本件の解決としては寧ろ 蛇足の点に対する攻撃に過ぎないのであつて、これを採用することはできない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷

_		精	山	霜	裁判長裁判官
茂			山	栗	裁判官
重		勝	谷	小	裁判官
郎		八	田	藤	裁判官
郎	_	唯	村	谷	裁判官